

証券コード 7524
平成26年5月30日

株 主 各 位

大阪市阿倍野区阪南町2丁目20番14号

マルシェ株式会社

代表取締役 谷垣雅之

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年6月13日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年6月15日（日曜日）午前10時30分
2. 場 所 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
大阪マーチャンダイズ・マートビル2階
第一会場 Cホール、第二会場 G1・G2ホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第42期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件

以 上

株主総会終了後、同会場において株主懇親会を予定しております。なお、本年の株主懇親会も昨年同様**株主様のみの入場となります。株主様の同伴者様はご入場出来ません**のでお間違いのなきようよろしくお願い申し上げます。

当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

当日総会開始後にご出席の際には、第二会場へご案内させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

計算書類の個別注記表に表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.marche.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、本添付書類に含まれる計算書類は、監査報告を作成するに際し監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。当社ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送またはFAX送信させていただきますので、当社人事総務部 (TEL : 06-6624-8100 [平日9:00～18:00]) までお知らせください。

また、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承ください。

(提供書面)

事業報告

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府主導による経済対策や金融政策により、企業業績及び個人消費の改善傾向等景気は着実に持ち直してきております。一方、中国をはじめとする新興国の経済成長鈍化等海外経済の減速懸念に加え、消費税増税後の国内景気の不安要素もあり、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

外食産業におきましても、景況感の改善から回復の兆しがみられるものの、居酒屋業界では若者のアルコール離れ等に加え、原料価格やエネルギー価格の上昇、採用環境の悪化等依然として厳しい経営環境の中で推移しました。

この様な状況のもと、当社では「チェンジ&チャレンジ」をスローガンに「教育による営業力の向上」、「既存店の立直し」に取り組んでまいりました。

「教育による営業力の向上」につきましては、“おもてなし”の理解と行動が不可欠との考えから全国で選抜した店長・リーダーを対象にした「マルシェリーダーアカデミー」と称する研修会を実施し、お客様満足度の向上に努めてまいりました。また、各業態毎に調理技術を競う「焼き名人コンテスト」等を開催し調理技術の向上にも努めてまいりました。

「既存店の立直し」につきましては、店舗ごとに異なる顧客層をターゲットにしたランチ営業へのチャレンジや、純国産の純和赤鶏を使った「純和赤鶏(サムライ)大集合祭」、熊本名物の馬刺しを堪能していただく「さくら肉祭」等、全国のおいしい食材を使ったフェアを開催するとともに、店舗の改装・改修にも取り組んでまいりました。

この様な取り組みを行いましたが、売上高は店舗改装による集客効果が想定を下回ったことを含め、既存店来客数が回復しないこと等により減収となりました。

加えて、利益面におきましても、原価管理及び経費管理に努めてまいりましたが、電気料金の値上げや店舗の改装・改修費用等の経費増加分を吸収しきれず、減益となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は対前年同期比6.2%減の114億53百万円、営業利益は対前年同期比51.0%減の1億90百万円、経常利益は対前年同期比41.8%減の2億49百万円となりました。

当期純利益におきましては、特別損失として老朽化した資産の売却を含めた保有資産の効率的運用の見直しによる減損損失14億89百万円を含む15億21百万円を計上したこと等により、14億2百万円の当期純損失（前年同期は2億24百万円の当期純利益）となりました。

【当事業年度の概況】

	前事業年度 〔自平成24年4月1日〕 〔至平成25年3月31日〕	当事業年度 〔自平成25年4月1日〕 〔至平成26年3月31日〕	前年同期比	
			増 減	増減率 (%)
売 上 高(百万円)	12,206	11,453	△753	△6.2
営 業 利 益(百万円)	388	190	△198	△51.0
経 常 利 益(百万円)	427	249	△178	△41.8
当期純利益(△損失)(百万円)	224	△1,402	△1,626	—
1株当たり当期純利益(△損失)	26円68銭	△167円01銭	△193円69銭	—

【売上高の状況】

(単位：千円)

	前事業年度 〔自平成24年4月1日〕 〔至平成25年3月31日〕		当事業年度 〔自平成25年4月1日〕 〔至平成26年3月31日〕		増 減	
		構成比		構成比		増減率
《料飲部門》		%		%		%
酔 虎 伝	1,633,076	13.4	1,458,051	12.7	△175,024	△10.7
八 剣 伝	3,807,169	31.2	3,414,446	29.8	△392,722	△10.3
居 心 伝	1,782,955	14.6	1,770,663	15.5	△12,291	△0.7
そ の 他	1,103,739	9.0	1,167,131	10.2	63,391	5.7
海 心 丸	271,492	2.2	251,026	2.2	△20,465	△7.5
串 ま ん	127,496	1.0	142,828	1.2	15,332	12.0
八 右 衛 門	165,746	1.4	198,865	1.7	33,119	20.0
バ ル ビ ダ	115,033	0.9	251,233	2.2	136,200	118.4
樂 待 庵	195,375	1.6	179,220	1.6	△16,154	△8.3
リカーハウス	179,018	1.5	142,052	1.3	△36,966	△20.6
そ の 他	49,578	0.4	1,904	0.0	△47,673	△96.2
料飲売上高	8,326,941	68.2	7,810,293	68.2	△516,647	△6.2
《F C 部門》						
ロイヤリティ等売上計	776,529	6.4	722,945	6.3	△53,584	△6.9
《商品部門》						
食 材 等 販 売	2,081,692	17.0	1,945,396	17.0	△136,296	△6.5
酒 類 等 販 売	691,866	5.7	646,748	5.6	△45,118	△6.5
食材、酒類等販売売上高	2,773,559	22.7	2,592,144	22.6	△181,415	△6.5
その他部門売上高	329,942	2.7	328,132	2.9	△1,810	△0.5
合 計	12,206,973	100.0	11,453,516	100.0	△753,457	△6.2

① 料飲部門の販売の状況

料飲部門全体の売上高は、来客数の減少により78億10百万円、前年同期比6.2%の減となりました。直営店における全店及び既存店の売上高、客数及び客単価の前年同期比は、以下のとおりとなります。

	全 店			既 存 店		
	売上高	客 数	客単価	売上高	客 数	客単価
酔虎伝	89.3%	89.2%	100.1%	93.3%	93.1%	100.2%
八剣伝	89.7%	90.5%	99.1%	94.9%	95.4%	99.4%
居心伝	99.3%	100.1%	99.2%	94.3%	93.9%	100.4%
その他	110.9%	116.1%	95.5%	95.6%	96.9%	98.6%
合 計	94.1%	95.2%	98.9%	94.5%	94.7%	99.8%

(注) 1. 既存店とは、オープン月を含め13ヶ月以上営業している店舗であります。

2. リカーハウスは、含まれておりません。

② F C部門の販売の状況

F C部門の売上は、F C加盟店からのロイヤリティ収入と販促物その他の販売等で、売上高は7億22百万円、前年同期比6.9%の減となりました。

その主な内訳は、ロイヤリティ収入が6億23百万円で前年同期比5.2%の減、加盟料収入は32百万円で前年同期比32.8%の減でありました。

③ 商品部門の販売の状況

商品部門の売上は、F C加盟店及びサプライヤーに対する食材、酒類等の販売であり、売上高は25億92百万円で前年同期比6.5%の減となりました。

その主な内訳は、食材等の販売は19億45百万円で前年同期比6.5%の減、酒類等の販売は6億46百万円で前年同期比6.5%の減でありました。

④ その他部門の販売の状況

その他部門売上高は3億28百万円で前年同期比0.5%の減となりました。

【業態別出退店の状況】

直営店及びF C加盟店を合わせた当社グループ全店の店舗数は580店で、前期末店舗数比較で30店減少となりました。期間中の新規出店は36店、退店は66店でありました。

				前事業年度 〔自 平成24年4月1日〕 〔至 平成25年3月31日〕					当事業年度 〔自 平成25年4月1日〕 〔至 平成26年3月31日〕				
				期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数		期首 店舗数	出店数	退店数	期末店舗数	
								増減数					増減数
直営店	酔 虎 伝	20	3	5	18	△2	18	1	1	18	0		
	八 劍 伝	117	4	18	103	△14	103	6	16	93	△10		
	居 心 伝	40	5	4	41	1	41	5	8	38	△3		
	海 心 丸	3	1	1	3	0	3	1	0	4	1		
	串 ま ん	4	3	1	6	2	6	0	2	4	△2		
	八 右 衛 門	4	2	0	6	2	6	0	0	6	0		
	バ ル ビ ダ	3	4	0	7	4	7	6	3	10	3		
	そ の 他	4	2	4	2	△2	2	1	2	1	△1		
小 計		195	24	33	186	△9	186	20	32	174	△12		
F C 加盟店	酔 虎 伝	24	4	5	23	△1	23	1	1	23	0		
	八 劍 伝	379	15	29	365	△14	365	7	31	341	△24		
	居 心 伝	13	7	3	17	4	17	6	1	22	5		
	そ の 他	16	4	1	19	3	19	2	1	20	1		
小 計		432	30	38	424	△8	424	16	34	406	△18		
合 計		627	54	71	610	△17	610	36	66	580	△30		

【直営店の出店及び退店の内訳】

直営店の出店は新規出店が12店、F C加盟店からの譲受が2店、他業態からの業態変更が6店で計20店でありました。退店は完全退店が16店、F C加盟店への譲渡が5店、社員独立が6店、他業態への業態変更が5店で計32店でありました。

	出店			計		退店				計
	新規出店	F C加盟店 からの譲受	業態変更			完全退店	F C加盟店 への譲渡	社員独立	業態変更	
酔虎伝	—	1	—	1	酔虎伝	—	—	1	—	1
八劍伝	5	1	—	6	八劍伝	8	2	5	1	16
居心伝	4	—	1	5	居心伝	5	3	—	—	8
その他	3	—	5	8	その他	3	—	—	4	7
計	12	2	6	20	計	16	5	6	5	32

【F C加盟店の出店及び退店の内訳】

F C加盟店の出店は新規出店が4店、直営店からの譲受が5店、社員独立が6店、業態変更が1店で計16店でありました。退店は完全退店が31店、直営店への譲渡が2店、業態変更が1店で計34店でありました。

	出店				計		退店			計
	新規出店	直営店からの譲受	社員独立	業態変更			完全退店	直営店への譲渡	業態変更	
酔虎伝	—	—	1	—	1	酔虎伝	1	—	—	1
八剣伝	2	1	4	—	7	八剣伝	28	2	1	31
居心伝	2	4	—	—	6	居心伝	1	—	—	1
その他	—	—	1	1	2	その他	1	—	—	1
計	4	5	6	1	16	計	31	2	1	34

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当事業年度において、新たに資金調達は行っておりません。

【キャッシュ・フローの状況に関する分析】

(単位：百万円)

項目	第42期 (平成26年3月期)
営業活動によるキャッシュ・フロー	174
投資活動によるキャッシュ・フロー	△499
財務活動によるキャッシュ・フロー	△109
現金及び現金同等物の増減額	△435
現金及び現金同等物の期末残高	1,893

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが1億74百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが4億99百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが1億9百万円の支出となったことにより、前事業年度末と比べて4億35百万円減少し、18億93百万円となりました。

② 設備投資

当社における当事業年度の設備投資は、直営料飲店の出店20店（うちF C加盟店からの譲受2店、業態変更6店）等を行い、設備投資額は7億35百万円となりました。

(単位：百万円)

内 訳	金 額
店舗・事務所設備	705
入居保証金等	29
合 計	735

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第39期 (平成23年3月期)	第40期 (平成24年3月期)	第41期 (平成25年3月期)	第42期 (当事業年度) (平成26年3月期)
売上高(百万円)	13,434	13,035	12,206	11,453
経常利益(百万円)	487	562	427	249
当期純利益(△損失)(百万円)	237	305	224	△1,402
1株当たり当期純利益(△損失)(円)	28.22	36.37	26.68	△167.01
総資産(百万円)	7,970	7,937	8,046	6,019
純資産(百万円)	4,892	5,045	5,150	3,660

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題といたしましては、以下のとおりとなります。

① 「人材の確保と教育による営業力の向上」

お客様に心から喜んでいただく上で最も大切なお店の「QSC」をこれまで以上に磨き上げ、質の高いサービスや料理を提供するため、人材の確保と教育が最重要課題と考えます。FC加盟店も含め、マルシェグループ全店のレベルアップを図ります。

② 「既存店の立直しによる業績改善」

既存店舗の立直しも最重要課題の一つと考えます。お客様の多様なニーズにお応えしつつ、それぞれの業態における「看板メニュー」の再構築を行う等、オリジナリティあふれるお店作りに努め業績の改善に繋げてまいります。

③ 「新規出店による事業規模の拡大」

居酒屋業を取り巻く事業環境は厳しいながら、出店余地は充分にあると考えます。次の柱となるべく新たに開発した新業態の「ワイン食堂バルビダ」や串かつ業態の「串まん」等のブラッシュアップを行うとともに、更に進化させてまいります。また、可能性ある市場の分析を行い、将来に向けての新たな業態の開発にもチャレンジし、事業規模の拡大に繋げてまいります。

④ 「企業の社会的責任(CSR)の推進による内部統制の強化」

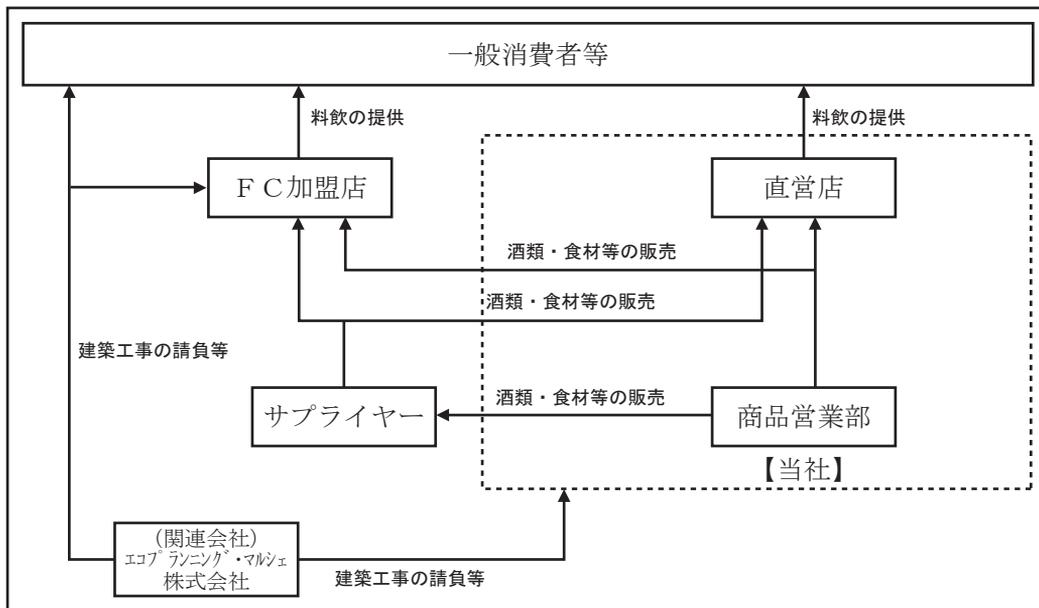
企業の社会的責任(CSR)を果たす上でコンプライアンスの徹底とリスク管理は重要な課題であると認識しております。労務問題をはじめコンプライアンスの基本姿勢を明確にし、全社員を対象に然るべき教育等を行うとともに、内部統制システムの強化に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社及び関連会社1社により構成されており、居酒屋チェーン（フランチャイズ事業を含む）を中心に展開する外食事業を主な事業としております。

当社グループの概要を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

◇ 事業系統図



(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 本社及び支店等（平成26年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	大 阪 市 阿 倍 野 区
商 品 営 業 部	大 阪 市 東 成 区
東 京 支 店	東 京 都 豊 島 区
東 北 営 業 所	仙 台 市 青 葉 区
名 古 屋 支 店	愛 知 県 北 名 古 屋 市
岡 山 支 店	岡 山 市 北 区
広 島 支 店	広 島 市 安 佐 南 区
九 州 営 業 所	福 岡 県 糟 屋 郡 粕 屋 町

② 直営店舗（平成26年3月31日現在）

所 在 地	店 舗 数	所 在 地	店 舗 数
北 海 道	3	京 都 府	10
宮 城 県	4	大 阪 府	68
東 京 都	20	兵 庫 県	27
埼 玉 県	1	岡 山 県	8
千 葉 県	3	広 島 県	6
神 奈 川 県	1	山 口 県	2
静 岡 県	2	福 岡 県	3
愛 知 県	14	熊 本 県	2
		合 計	174

③ 使用人の状況（平成26年3月31日現在）

区 分	使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	219名	20名減	38.6歳	8.3年
女 性	39名	1名増	37.5歳	9.7年

(注) 臨時使用人を含む使用人数は、1,738名（前事業年度末比255名減）となります。

(7) 主要な借入先及び借入額（平成26年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

株式の状況（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 18,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 8,550,400株
- (3) 株主数 12,065名
- (4) 1単元の株式数 100株
- (5) 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
谷垣忠成	1,423	17.0
谷垣全弘	420	5.0
アサヒビール株式会社	360	4.3
丸紅株式会社	200	2.4
サントリービア&スピリッツ株式会社	161	1.9
株式会社三井住友銀行	160	1.9
株式会社みずほ銀行	159	1.9
谷垣雅之	140	1.7
日本生命保険相互会社	107	1.3
株式会社ニチレイフレッシュ	98	1.2

(注) 持株比率は自己株式（151,514株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷 垣 雅 之	
取 締 役	川 角 茂 樹	管理本部長 エコプランニング・マルシェ株式会社取締役
取 締 役	田 中 浩 子	大阪成蹊大学マネジメント学部准教授
取 締 役	持 永 政 人	摂南大学経済学部教授
監査役（常勤）	津 呂 祐 次	
監 査 役	田 浦 清	弁護士 田浦清法律事務所所長 学校法人明浄学院理事・評議員 財団法人発酵研究所監事
監 査 役	力 石 寛 夫	トーマス アンド チカライシ株式会社 代表取締役 玉川大学客員教授 財団法人日本のこころSoul of Japan 代表理事
監 査 役	岩 田 潤	公認会計士 税理士 岩田公認会計士事務所所長 B T J 税理士法人代表社員 株式会社ドーン社外取締役

- (注) 1. 取締役田中浩子氏及び同持永政人氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役田浦清氏、同力石寛夫氏、同岩田潤氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役田浦清氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役岩田潤氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外取締役田中浩子氏と社外監査役岩田潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。

(2) 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額 (千円)
取 締 役	4名	28,465
(内 社外取締役)	(2名)	(7,200)
監 査 役	4名	14,400
(内 社外監査役)	(3名)	(8,400)
合 計	8名	42,865

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成3年11月5日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月25日開催の定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
他の法人等の重要な兼職の状況は「4. 会社役員に関する事項(1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりになります。また、当社と当該他の法人等の特別な関係はございません。

② 社外役員の活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	田 中 浩 子	当期開催の取締役会には13回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	持 永 政 人	当期開催の取締役会には13回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	田 浦 清	当期開催の取締役会には13回中13回、監査役会は9回中9回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監 査 役	力 石 寛 夫	当期開催の取締役会には13回中9回、監査役会は9回中8回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	岩 田 潤	当期開催の取締役会には13回中10回、監査役会は9回中8回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めており、当社は社外取締役及び社外監査役全員と責任限定契約を締結しております。

但し、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

(単位：千円)

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	17,500
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,500

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うするうえで重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき、解任又は不再任に関する議案を株主総会に上程する方針としております。

6. 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役会において決議した内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、全役職員を対象とした行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め、それを全役職員に周知徹底させる。
- ② コンプライアンス担当役員を置き、内部統制を推進する組織を設置するとともに、リスク管理体制とコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。
- ③ 企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施するとともに、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透をはかる。
- ④ 法令・諸規則及び規程に反する行為等を早期に発見し是正する事を目的とする社内報告体制として、社内担当者、社外弁護士及び第三者機関等を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
- ⑤ 社長直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、社長及び監査役会に対しその結果を報告する。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えるとともに、不当要求があった場合は、人事総務部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録含む。以下同じ）を、関連資料とともに、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧する事ができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 内部統制を推進する組織のもとに、リスク管理を統括する部門を置き、リスク管理規程を定め、リスク管理体制及び管理手法を整備し、全社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。
- ② 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理を統括する部門へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携をはかる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制の基礎として月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化をはかるため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制

- ① 使用人は法令、定款はもとよりマルシェ企業行動基準、社員の行動規範及び諸社内規程に則り行動するものとする。
- ② 使用人は、法令、定款違反、社内規則違反或いは社会通念に反する行為が行われていることを知ったときは、社内所定の窓口に通報する。内部通報規程は通報者の保護を図るとともに、透明性を維持した体制を整備する。

(6) 当社並びにその子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、コンプライアンス体制の整備につき、子会社等を監査及び指導するとともに、子会社等に対するコンプライアンス教育・研修を実施し、グループ全体でのコンプライアンス意識の向上に努める。
- ② 子会社等関係会社を統括するための部署を置き、関係会社規程に基づき子会社等の状況に応じて必要な管理を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、必要に応じ、使用人を置くこととする。

(8) 使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役又は監査役会に帰属するものとし、取締役、執行役員及び他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定に当たっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い、取締役会のほか、経営会議等その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する事ができる。
- ② 取締役及び使用人は監査役会の要求に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告するものとする。
- ③ 取締役及び使用人は会社に著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会にその都度直ちに報告するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携をはかる。
- ② 監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制をはかるものとする。
- ③ 監査役は監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用する事ができるものとする。

貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,669,544	流動負債	1,506,523
現金及び預金	1,928,582	支払手形	48,029
売掛金	465,714	買掛金	655,130
商品	21,773	未払金	491,714
店舗食材	39,407	未払費用	6,258
貯蔵品	10,972	未払法人税等	26,538
前払費用	92,035	前受金	4,553
その他	111,078	預り金	48,404
貸倒引当金	△20	前受収益	69,593
固定資産	3,349,546	賞与引当金	47,000
有形固定資産	1,949,956	株主優待引当金	18,671
建物	1,295,814	資産除去債務	43,167
構築物	33,431	その他	47,463
工具、器具及び備品	105,661	固定負債	852,444
土地	503,889	繰延税金負債	63,522
建設仮勘定	11,160	資産除去債務	175,623
無形固定資産	95,172	長期預り保証金	469,925
ソフトウェア	22,391	その他	143,373
その他	72,781	負債合計	2,358,968
投資その他の資産	1,304,417	純資産の部	
投資有価証券	156,621	株主資本	3,596,569
関係会社株式	1,400	資本金	1,510,530
出資金	46	資本剰余金	1,619,390
長期貸付金	4,033	資本準備金	1,619,390
破産更生債権等	17,681	利益剰余金	622,089
長期前払費用	16,224	利益準備金	66,982
差入保証金	1,064,197	その他利益剰余金	555,107
その他	63,887	別途積立金	1,999,787
貸倒引当金	△19,675	繰越利益剰余金	△1,444,680
資産合計	6,019,090	自己株式	△155,439
		評価・換算差額等	63,552
		その他有価証券評価差額金	63,552
		純資産合計	3,660,122
		負債・純資産合計	6,019,090

損 益 計 算 書

（自 平成25年4月1日）
（至 平成26年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		11,453,516
売 上 原 価		4,649,697
売 上 総 利 益		6,803,819
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,613,481
営 業 利 益		190,337
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	791	
受 取 配 当 金	2,611	
寮・社宅家賃収入	10,637	
受 取 保 険 金	22,780	
そ の 他	24,663	61,484
営 業 外 費 用		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	330	
た な 卸 資 産 廃 棄 損	1,936	
支 払 手 数 料	364	
そ の 他	187	2,819
経 常 利 益		249,002
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	32,025	32,025
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	20,533	
固 定 資 産 売 却 損	3,103	
減 損 損 失	1,489,735	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,465	
店 舗 賃 借 解 約 損	5,083	1,521,921
税 引 前 当 期 純 損 失		1,240,893
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	44,129	
法 人 税 等 調 整 額	117,662	161,792
当 期 純 損 失		1,402,685

株主資本等変動計算書

(自 平成25年4月1日)
(至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
					別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,510,530	1,619,390	1,619,390	66,982	3,950,000	△ 1,883,021	2,133,960	△ 155,439	5,108,440	
事 業 年 度 中 の 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当						△ 109,185	△ 109,185		△ 109,185	
当 期 純 損 失						△ 1,402,685	△ 1,402,685		△ 1,402,685	
別 途 積 立 金 の 取 崩					△ 1,950,212	1,950,212	—		—	
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)										
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△ 1,950,212	438,341	△ 1,511,871	—	△ 1,511,871	
当 期 末 残 高	1,510,530	1,619,390	1,619,390	66,982	1,999,787	△ 1,444,680	622,089	△ 155,439	3,596,569	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	42,068	42,068	5,150,509
事 業 年 度 中 の 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△ 109,185
当 期 純 損 失			△ 1,402,685
別 途 積 立 金 の 取 崩			—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	21,484	21,484	21,484
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	21,484	21,484	△ 1,490,386
当 期 末 残 高	63,552	63,552	3,660,122

会計監査人の会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年 5 月21日

マルシェ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 桂 木 茂 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マルシェ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 5 月23日

マルシェ株式会社 監査役会

常勤監査役 津 呂 祐 次 ⑩

監 査 役 田 浦 清 ⑩

監 査 役 力 石 寛 夫 ⑩

監 査 役 岩 田 潤 ⑩

(注) 監査役田浦清及び力石寛夫並びに岩田潤は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

当期の繰越利益剰余金の欠損を補填するため、会社法第452条の規定に基づき別途積立金の一部を取崩し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 1,486,674,460円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 1,486,674,460円

2. 期末配当に関する事項

当社の利益配分につきましては、将来の事業展開や経営体質の強化のための資金を確保しつつ、配当金に関しましては基準配当金額を設定するとともに、一定の経営成績が得られた場合には配当性向を勘案して利益還元を行っていくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、普通配当5円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類 金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり5円 総額41,994,430円

なお、中間配当金として5円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり10円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年6月16日

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）は任期満了となりますので、経営体制強化のため、社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

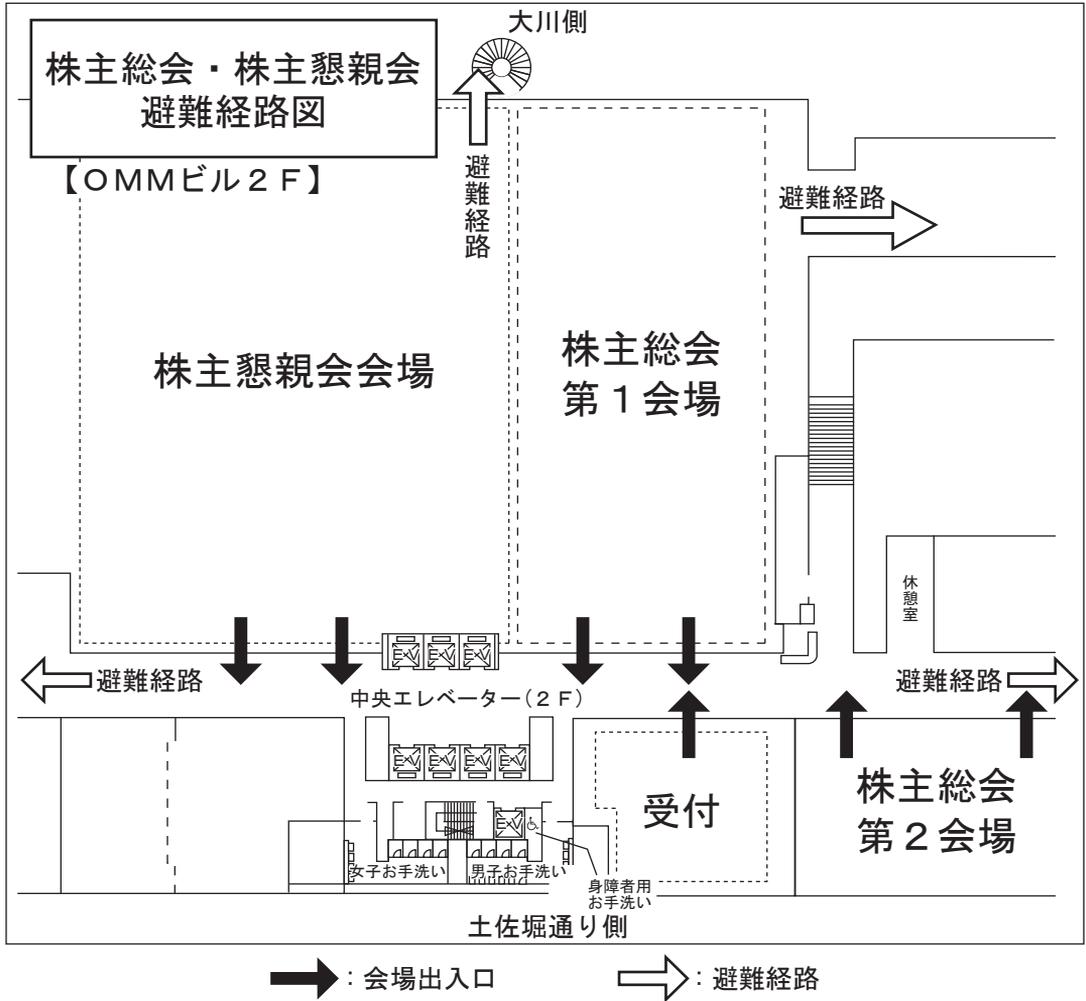
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	谷垣 雅之 (昭和37年11月21日生)	平成4年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役（人事総務部長） 平成11年4月 当社常務取締役（管理本部副部長兼経営企画室長） 平成12年4月 当社代表取締役社長 平成26年4月 当社代表取締役 現任	140,076株
2	川角 茂樹 (昭和35年2月12日生)	平成16年9月 当社入社 平成16年10月 当社経理部長 平成17年6月 当社取締役（経理部長） 平成19年4月 当社取締役（管理本部長兼経理部長） 平成19年4月 エコプランニング・マルシェ株式会社 監査役 平成22年4月 当社取締役（管理部長） 平成24年6月 エコプランニング・マルシェ株式会社 取締役 現任 平成26年4月 当社代表取締役専務 現任	18,600株
3 ※	加藤 洋嗣 (昭和48年9月8日生)	平成8年4月 当社入社 平成23年4月 当社関西八剣伝統括次長 平成26年1月 当社執行役員（西日本営業本部関西八剣伝統括部長） 平成26年4月 当社執行役員社長 現任	1,200株
4	田中 浩子 (昭和40年4月1日生)	平成元年4月 同志社女子大学公衆栄養学研究室 実習助手 平成3年4月 京都府栄養士会入会（管理栄養士） 平成11年10月 有限会社田中浩子事務所 （現 株式会社Taste One）設立 同代表取締役 平成19年4月 大手前栄養学院専門学校 非常勤講師 平成20年6月 当社取締役 現任 平成23年6月 株式会社Taste One 代表取締役 退任 平成23年7月 大阪成蹊大学マネジメント学部 准教授 平成26年4月 大阪成蹊大学マネジメント学部 教授 現任	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	もち なが まさ ひと 持 永 政 人 (昭和31年9月2日生)	平成14年4月 藤田観光株式会社 人事部長 平成15年3月 東京ベイ有明ワシントンホテル 総支配人 平成18年3月 フォーシーズンズホテル 椿山荘東京 総支配人 平成22年4月 摂南大学経済学部 教授 現任 平成23年6月 当社取締役 現任	2,100株

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。
3. 田中浩子氏及び持永政人氏は社外取締役候補者であります。
4. 田中浩子氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
田中浩子氏は管理栄養士として得た、食生活コンサルティングや管理栄養士のビジネス
マネジメントの豊富な知識と多くの経験を有しており、当社の経営に対して、意見・ア
ドバイスをいただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、
当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
5. 持永政人氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。
持永政人氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、労務管理、教育研修、
サービス全般についての豊富な知識と多くの経験を有しており、また摂南大学経済学部
教授であり、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしてい
ただけのものとは判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
6. 当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で
当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めておりま
す。これにより社外取締役である田中浩子氏及び持永政人氏は、当社との間で当該責任
限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であり
ます。
その責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425
条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行に
ついて善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 加藤洋嗣氏は本総会及び本総会終了後の取締役会の承認をもって当社代表取締役社長に
就任する予定であります。

以上



メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

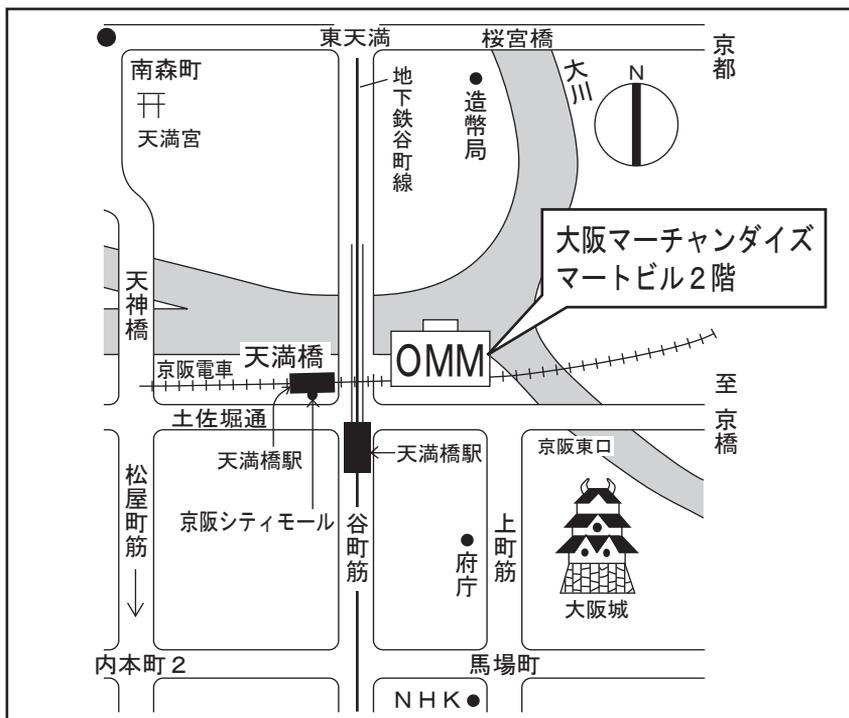
■会場のご案内

大阪府中央区大手前1丁目7番31号

大阪マーチャンダイズ・マートビル2階

第一会場 Cホール、 第二会場 G1・G2ホール

ご連絡先 06-6943-2020



■交通のご案内

京阪電車「天満橋」駅東出口
地下鉄谷町線「天満橋」駅北出口① } OMM B2に連絡



(当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。)